

京都市呉竹文化センター 施設利用料金表

区 分				午 前	午 後	夜 間
				9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
ホ ー ル	土 曜 日 日 曜 日 休 日	基 本 料 金		53,010 円	69,140 円	79,510 円
		適 用 料 金		31,810 円	41,490 円	47,710 円
	その他の日	基 本 料 金		40,850 円	52,380 円	60,760 円
		適 用 料 金		24,510 円	31,430 円	36,460 円
		平日直前 利用割引	基本料金	10,220 円	13,100 円	15,190 円
			適用料金	6,130 円	7,860 円	9,120 円
		平日連続区 分利用割引	基本料金	34,730 円	44,530 円	51,650 円
			適用料金	20,840 円	26,720 円	31,000 円
創 造 室 活 動 室	土 曜 日 日 曜 日 休 日	基 本 料 金		13,140 円	16,820 円	19,550 円
		適 用 料 金		7,890 円	10,100 円	11,730 円
	その他の日	基 本 料 金		9,950 円	12,990 円	14,770 円
		適 用 料 金		5,970 円	7,800 円	8,870 円
リハーサル室				2,770 円	3,690 円	4,150 円
第 1 会 議 室				3,230 円	4,260 円	4,720 円
第 2 会 議 室				2,420 円	3,230 円	3,570 円
第 3 会 議 室				1,380 円	1,610 円	1,840 円
和 室 A				1,270 円	1,840 円	1,960 円
和 室 B				1,150 円	1,380 円	1,610 円
保 育 ・ 休 養 室				1,040 円	1,270 円	1,380 円

令和5年4月1日改定

【備考】

- 1 「基本料金」とは、ホール又は創造活動室を入場料（利用者がいかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する催しの利用料金をいいます。
- 2 「適用料金」とは、ホール又は創造活動室を入場料（利用者がいかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収しない催しの利用料金をいいます。
- 3 ホール又は創造活動室を、本番のための準備・リハーサル等に利用する場合の利用料金は、この表（割引料金を除く）により計算した金額の50%に相当する額とします。なお、10円未満の端数は切り上げます。
- 4 ホール又は創造活動室を、本番利用を伴わないリハーサル・練習等で利用する場合、2区分以上連続利用する場合の利用最終区分は、この表の100%の金額を適用します。ただし、ホールを平日に連続区分で利用する場合は、「平日連続区分利用割引」を適用します。
- 5 利用区分を超えて施設を利用する場合（30分まで）は、別途料金が必要となります。
- 6 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

京都市呉竹文化センター 付属設備利用料金表

区 分	品 名		単 位	利 用 料 金	備 考		
舞台設備	所作台		一式	7,730 円	設置費用別		
	平台		1 台	460 円			
	金びょうぶ		1 双	2,530 円	設置費用別		
	演壇	ホール用	1 台	1,900 円			
		創造活動室用		920 円			
	司会者台		1 台	460 円			
	譜面台	指揮者用		460 円			
		奏者用	160 円				
	指揮台		1 台	920 円			
	見台			1,640 円			
	めくり台		1 台	320 円			
	仮設舞台			770 円	創造活動室用 120cm×240cm×高さ40cm		
	長机	ホール用	1 脚	320 円			
		創造活動室用		160 円			
	椅子		1 脚	160 円			
	バレエマット			一式	6,210 円	接着テープ費用別、設置費用別	
毛せん		1 枚	620 円				
音響反射板		一式	12,290 円				
音響設備	拡声装置		1 台	2,030 円			
	マイクロホン		1 本	2,030 円			
	無線マイクロホン装置		1 チャンネル	4,050 円			
	マイクロホンエレベーター装置		1 本	770 円	マイクロホン別		
	マイクロホンつり下げ装置		一式	1,640 円	マイクロホン別		
	レコードプレーヤー		1 台	2,030 円			
	テープレコーダー			2,030 円			
	ポータブルテープレコーダー			920 円			
	カセットテープデッキ			920 円			
	CDプレーヤー		1 台	920 円			
	デジタルオーディオテープデッキ			920 円			
	舞台音響セット		一式	4,690 円	マイクロホン2本、拡声装置一式		
	音響セット			3,170 円	会議室用		
	録音装置			6,090 円			
録画及び録音用回線		1 チャンネル	2,030 円				
映写設備	映写機	35ミリ	60分以内	1 式	13,820 円	スクリーン付、技術料別	
			60分を超え 30分までごと				2,300 円
		16ミリ	ホール用				10,010 円
			ポータブル				2,400 円
	スクリーン		1 張り	3,170 円	ホール、創造活動室用		
	スライドプロジェクター		1 台	1,640 円			
オーバーヘッドプロジェクター		1 台	1,640 円				
照明設備	スポットライト	1キロワット	1 台	620 円			
		500ワット		460 円			
	ピンスポットライト		1 列	3,170 円			
	シーリングスポットライト			1,640 円			
	ホリゾントライト			1,640 円			
	エフェクトマシーン		一式	1,640 円			
	臨時照明設備		1キロワット	320 円			
	Aセット		一式	7,730 円	純音楽会、講演会など		
Bセット		23,070 円		演劇、バレエ、歌謡ショーなど			
ピアノ	ホール用		1 台	13,940 円	スタインウェイ D-274		
	創造活動室用			6,970 円	ヤマハ C7B		
	リハーサル室用			2,790 円	ヤマハ UX30A (立型)		
シャワー設備		1 室	1,640 円				
展示パネル		1 枚	160 円				
茶道具		一式	3,290 円	和室用			
その他付属設備				そのつど市長が定める金額			

令和5年4月1日改定

【備考】

- 1 本番による利用時間区分当たりの料金です。
- 2 本番のための準備・リハーサル等（当会館で本番による利用申込みのあるもの）に利用する場合は、上記の70%に相当する金額としますが、当該料金が100円未満であるときは100円とし、当該金額に10円未満の端数が生じたときは切り上げます。ただし、音響セット（会議室用）、シャワー設備、茶道具は減額しません。
- 3 ビデオプロジェクターも用意していますので、利用の際はご相談ください。
- 4 技術料を必要とするものがありますので、ご相談ください。